

青少年を取り巻く 環境実態調査結果

(平成30年度訂正版)

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

目 次

第1 青少年を取り巻く環境実態調査の概要	1
1 実施目的	
2 実施期間	
3 実施地域	
4 実施対象	
5 実施体制	
6 調査項目	
7 総括	
8 調査結果のとりまとめ	
第2 青少年を取り巻く環境実態調査結果	3
1 図書類取扱業者（書店、DVD販売・レンタル店）	3
(1) 調査実施店舗数・管轄別店舗数	
(2) 営業形態	
(3) 有害図書類の取扱状況	
ア 有害図書類を取り扱っている店舗の割合	
イ 有害図書類の種別	
(4) 規制に沿った対応の状況	
ア 有害図書類の区分陳列・販売等禁止表示の状況	
イ 有害図書類の販売等における年齢確認	
2 遊技場（インターネットカフェ、カラオケボックス、ボウリング場）	6
(1) 調査実施店舗数・管轄別店舗数	
(2) 営業形態	
(3) 会員制を採用している店舗	
(4) 年齢の確認	
(5) 規制に沿った対応の状況	
ア 深夜入場の禁止・深夜入場禁止にかかる表示	
イ 有害図書類取扱いの有無	
ウ インターネット利用にかかる青少年有害情報の対策状況	
(6) 飲酒・喫煙防止対策の状況	

3	図書類自動販売機等	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(1)	調査実施台数・管轄別台数	
	(2)	図書類自動販売機等台数の推移	
	(3)	年齢識別装置の設置状況	
	(4)	自動販売機等の通電等状況	
	(5)	収納図書類の種別	
4	携帯電話インターネット接続役務提供事業者等		
		(携帯電話専売店(携帯電話ショップ))	・・・・・・11
	(1)	調査対象店舗数	
	(2)	規制の理解度	
	(3)	規制に沿った対応の状況	
		ア 青少年利用の確認	
		イ 保護者に対する説明及び資料の交付	
		ウ フィルタリングサービス不要申出書等の受理・保存	
		エ フィルタリング有効化措置不要申出書等の受理・保存	

資料 -----

- 1 図書類取扱業者に関する義務等について
- 2 遊技場に関する義務等について
- 3 図書類自動販売機等に関する義務等について
- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に関する義務等について
- 5 市町村別調査対象店舗集計表

第1 青少年を取り巻く環境実態調査の概要

1 実施目的

青少年を犯罪や有害環境から守るための取組として、内閣府が主唱する「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」に合わせ、宮城県内全域において青少年を取り巻く有害な環境を調査し、青少年健全育成条例（以下「条例」という。）の周知徹底と関係業界に対する助言指導を行い、青少年の健全育成を図ることを目的としています。

2 実施期間

平成30年11月1日から同年11月30日までの間

※ 一部の店舗については、実施期間外に実施

3 実施地域

宮城県内全域

4 実施対象

- (1) 図書類取扱業者（書店、DVD販売・レンタル店）
- (2) 遊技場（インターネットカフェ、カラオケボックス、ボウリング場）
- (3) 図書類自動販売機等
- (4) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（携帯電話専売店（携帯電話ショップ））

5 実施体制

青少年健全育成条例に基づき、知事の指定を受けた立入調査員で調査班（2～3名で1組）を構成し、下記のとおり実施しました。

管 轄	地方振興事務所 (地域事務所)員	警察署生活安全課 少年警察補導員	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課員	合 計
仙台市青葉区	0	4	6.5	10.5
仙台市太白区	0	3	3	6
仙台市若林区	0	1	3.5	4.5
仙台市宮城野区	0	2	2.5	4.5
仙台市泉区	0	4	4.5	8.5
大河原地方振興事務所	7	4	0	11
仙台地方振興事務所	12	4	4	20
北部地方振興事務所	6.5	3.5	0	10
北部地方振興事務所栗原地域事務所	3	1.5	0	4.5
東部地方振興事務所	5.5	3	0	8.5
東部地方振興事務所登米地域事務所	1.5	1.5	0	3
気仙沼地方振興事務所	2	2	0	4
合 計	37.5	33.5	24	95

※ 単位：日延べ人員数

6 調査項目

- (1) 図書類取扱業者
 - 営業形態
 - 有害図書類の取扱状況
 - 有害図書類の区分陳列
 - 有害図書類販売等禁止の表示
 - 有害図書類の販売等における年齢確認
- (2) 遊技場
 - 営業形態
 - 会員制を採用している店舗
 - 深夜入場の禁止・深夜入場禁止にかかる表示
 - 有害図書類取扱いの有無
 - インターネット利用にかかる青少年有害情報対策
 - 飲酒・喫煙防止対策の状況
- (3) 図書類自動販売機等
 - 年齢識別装置の設置状況
 - 自動販売機等の通電等状況
 - 収納図書類の種別
- (4) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等
 - 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）及び青少年健全育成条例（以下「条例」という。）による規制の理解度
 - 青少年利用の確認
 - 保護者に対する説明及び資料の交付
 - フィルタリングサービス不要申出書等の受理・保存
 - フィルタリング有効化措置不要申出書等の受理・保存

7 総括

本調査では、前回調査時（平成28年度）と比較して、閉店等の影響により、図書類取扱業者、遊技場及び図書類自動販売機等の調査件数が減少しました。

また、有害図書類を販売等している図書類取扱業者の割合も減少しました。

各業界の店舗で、概ね条例に沿った対応がなされていましたが、条例に沿った対応が十分でなかった店舗については、青少年健全育成条例の趣旨や規制状況等を説明した上で指導を行い、改善を求めています。

図書類自動販売機等については、全て通電していない、又は売切表示となっていたほか、陳列棚の前面に透過性の低い遮蔽板等が設置されていたため、収納物品の視認が困難なものが多数ありました。

県では、平成30年3月に青少年健全育成条例の一部改正し、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の義務規定等を改めています。携帯電話専売店（携帯電話ショップ）では、改正した規定に沿った対応がなされていました。

8 調査結果のとりまとめ

宮城県環境生活部共同参画社会推進課（青少年育成班）

第2 青少年を取り巻く環境実態調査結果

【調査実施店舗数等】

区 分	平成28年度	平成30年度
図書類取扱業者	222店舗	204店舗
遊技場	108店舗	102店舗
図書類自動販売機等	18箇所(51台)	9箇所(21台)
携帯電話インターネット接続役務提供事業者等	99箇所	141店舗
合 計	447箇所	456店舗

1 図書類取扱業者（書店、DVD販売・レンタル店）

(1) 調査実施店舗数・管轄別店舗数

管 轄 等	店舗数	
	平成28年度	平成30年度
仙 台 市 内	98	88
大河原地方振興事務所	17	16
仙台地方振興事務所	42	39
北部地方振興事務所	26	26
北部地方振興事務所栗原地域事務所	7	5
東部地方振興事務所	17	18
東部地方振興事務所登米地域事務所	7	6
気仙沼地方振興事務所	8	6
合 計	222	204

(2) 営業形態

前回調査時（平成28年度）と比較して、書店が12店舗減少し、DVD販売・レンタル店が6店舗減少したことで、図書類取扱店舗の合計では18件の減少となりました。

個人経営のみならず、大手の書店でも閉店が見受けられました。

	書 店	DVD 販売・レンタル店
平成28年度	161	61
平成30年度	149	55

※ 書籍・DVDの両方を取扱う店舗については主たるもので計上。単位：店舗数

(3) 有害図書類の取扱状況

ア 有害図書類を取り扱っている店舗の割合

青少年有害図書類を取り扱っている店舗は、全204店舗のうち125店舗となり、その割合は前回調査時（平成28年度）と比較して、約7.3%の減少となっています。

	取扱い有り	取扱い無し	取扱店舗の割合
平成28年度	152	70	約68.5%
平成30年度	125	79	約61.2%

※ 単位：店舗数

イ 有害図書類の種別

有害図書類取扱店舗のうち、雑誌・コミックとDVD等の取扱状況では、DVD等の取扱が雑誌・コミックを僅かに上回りました。

雑誌・コミック	DVD等
85	89

※ 単位：店舗数。一店舗につき複数計上有り

(4) 規制に沿った対応の状況

ア 有害図書類の区分陳列・販売等禁止表示の状況

有害図書類取扱店舗125店舗のうち、条例に規定する方法により区分陳列をしている店舗は101店舗（約80.8%）で、販売等禁止の表示が十分にされている店舗は108店舗（約86.4%）でした。

なお、条例に沿った対応が十分ではなかった店舗については、指導を行い、改善を求めています。

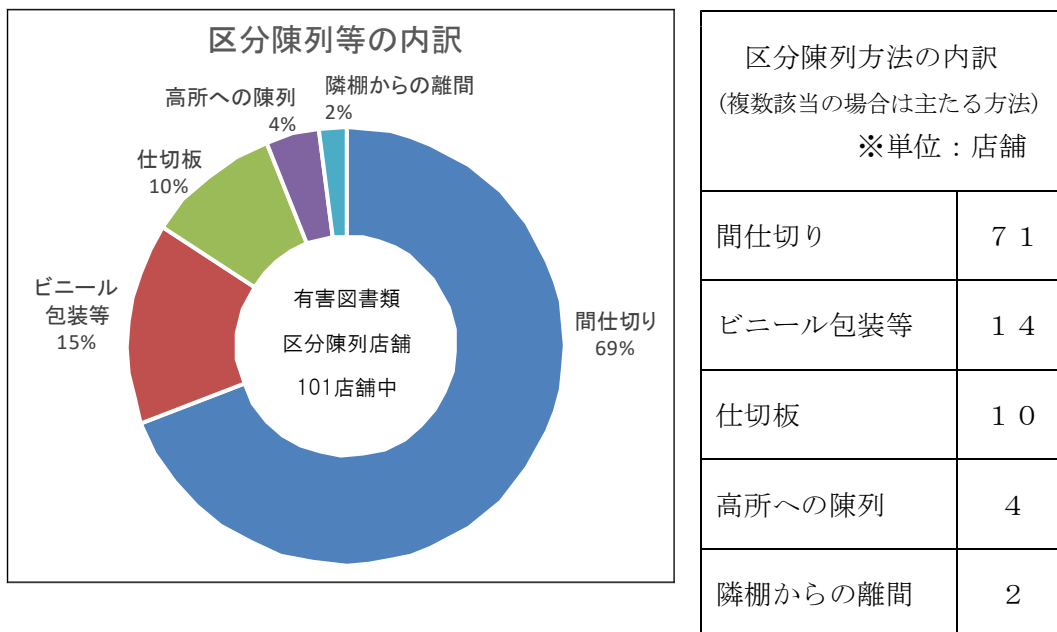
表示等 年度別	区分陳列			販売等禁止の十分な表示		
	有	無	有の割合	有	無	有の割合
平成28年度	128	24	約84.2%	132	20	約86.8%
平成30年度	101	24	約80.8%	108	17	約86.4%

※ 単位：店舗数

(ア) 区分陳列の方法

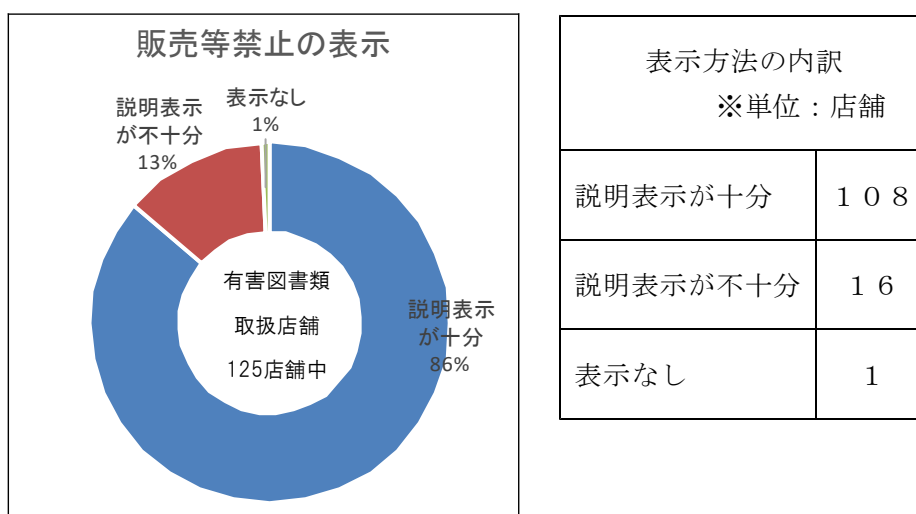
有害図書類を取り扱い、区分陳列をしている101店舗では、間仕切りの方法により区分陳列をしている店舗が最も多く、間仕切りをした上でビニール包装をするなど、複数の方法により区分陳列している店舗もありました。

男性向けの有害図書類は、間仕切りにより、レディースコミックなど女性向けの有害図書類は、他の方法により区分される傾向がありました。



(イ) 販売等禁止の表示

有害図書類の陳列場所には、「青少年への販売や閲覧等が禁止されている。」旨の説明を表示しなければなりません。有害図書類を取り扱っている125店舗中、16店舗は「18禁」などと表示するのみで説明表示が不十分であり、1店舗は説明表示がありませんでした。



イ 有害図書類の販売等における年齢確認

有害図書類の販売や貸出し、閲覧時において、青少年と疑われる場合の年齢確認を実施していたのは、有害図書類取扱店舗125店舗中、123店舗でした。

また、年齢確認に際しては、口頭での年齢確認では虚偽申告を看破できないおそれがあるため、県では店舗に対して、自動車運転免許証等の公的証明書の提示を受けて確認するよう指導しています。

なお、条例に沿った対応が十分ではなかった店舗については、指導を行い、改善を求めています。

2 遊技場（インターネットカフェ、カラオケボックス、ボウリング場）

(1) 調査実施店舗数・管轄別店舗数

管 轄 等	店舗数	
	平成28年度	平成30年度
仙 台 市 内	59	57
大河原地方振興事務所	8	6
仙台地方振興事務所	16	17
北部地方振興事務所	8	7
北部地方振興事務所栗原地域事務所	2	1
東部地方振興事務所	7	7
東部地方振興事務所登米地域事務所	3	3
気仙沼地方振興事務所	5	4
合 計	108	102

(2) 営業形態

インターネットカフェでは、マンガ喫茶のほか、ダーツやビリヤード、カラオケボックス等と複合した形態が数多く見られました。

インターネットカフェ1店舗、ボウリング場3店舗は、深夜帯（午後11時以降）の営業をしていませんでした。

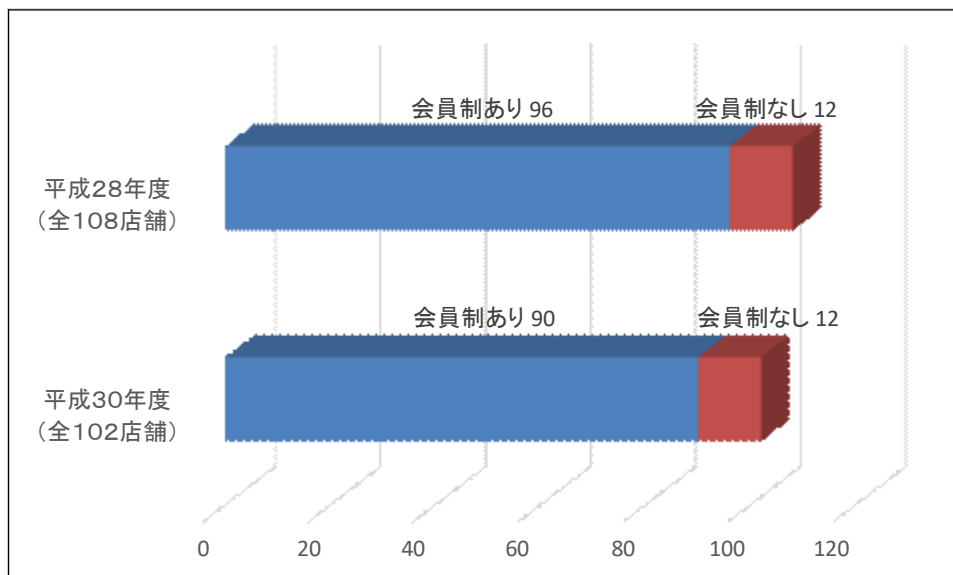
インターネットカフェ	カラオケボックス	ボウリング場
23	68	11

※ カラオケボックスについては、店舗として独立したものを計上
単位：店舗数

(3) 会員制を採用している店舗

会員制を採用している店舗は全体の約88.2%で、前回調査時(平成28年度、約88.8%)より、僅かに減少しています。

会員制度を採用している店舗であっても、会員以外の方も利用できる形で営業しているところがあります。



※単位：店舗数

(4) 年齢の確認

遊技場102店舗のうち、100店舗で利用者の年齢を確認していました。

青少年と疑われる場合の年齢確認に際しては、口頭での年齢確認では虚偽申告を看破できないおそれがあるため、県では店舗に対して、自動車運転免許証等の公的証明書の提示を受けて確認するよう指導しています。

また、成人と青少年が混在するグループの場合にも、全ての利用者の年齢確認を行うよう指導しています。

年齢確認が不十分であった店舗に対しては、指導を行い、改善を求めています。

(5) 規制に沿った対応の状況

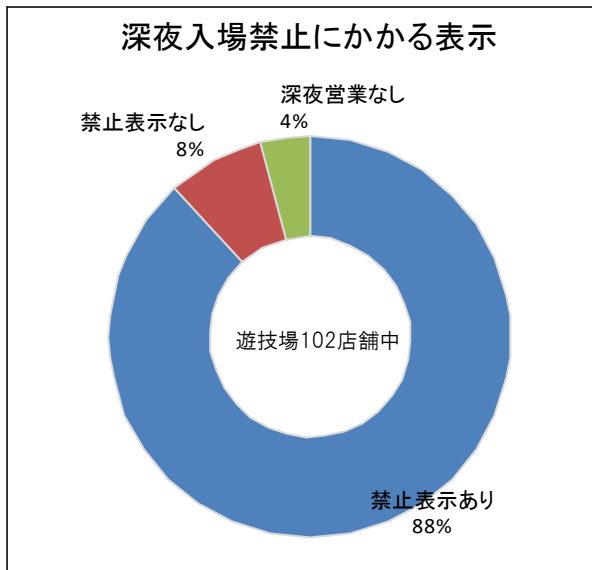
ア 深夜入場の禁止・深夜入場禁止にかかる表示

遊技場102店舗のうち、98店舗が深夜帯の営業をしていました。

このうち、97店舗が青少年の深夜帯の利用を禁止していました。

不適切な取扱いをしていた店舗については、条例の規制状況等を説明した上で指導を行い、改善を求めています。

また、条例で義務づけられている青少年の深夜入場禁止にかかる表示がなされていない又は表示が見にくいなど不十分な店舗が散見されたので、指導を行い、改善を求めています。



表示方法の内訳 ※単位：店舗数	
禁止表示あり	90
禁止表示なし	8
深夜帯の営業なし	4

イ 有害図書類取扱いの有無

遊技場102店舗のうち、インターネットカフェ5店舗が有害図書類を取り扱っていました。

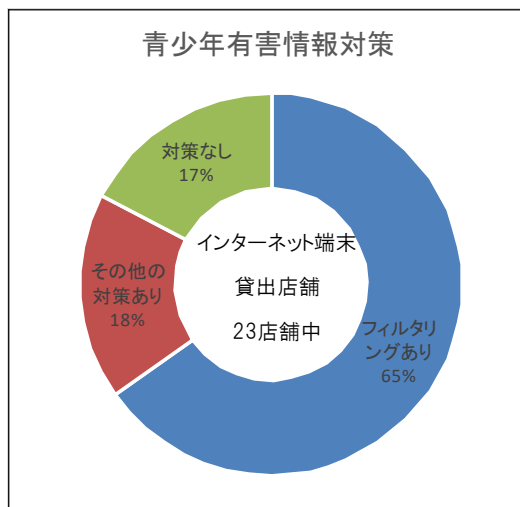
同5店舗中、1店舗の区分陳列が不十分であったため、条例に沿った改善を求めています。

ウ インターネット利用にかかる青少年有害情報の対策状況

インターネット端末の貸出を実施している店舗は、全102店舗中23店舗(約22.5%)であり、うち15店舗(約65.2%)で、青少年に貸し出す端末にフィルタリングソフトウェアによる対策を実施していました。

その他の対策では、保護者が同伴しない場合の端末の貸出を禁止、青少年の利用は全て禁止、サービス提供時における注意喚起の実施、従業員による巡回等を講じている店舗がありました。

対策が採られていなかった店舗については、条例に沿った改善を求めています。



青少年有害情報対策の内訳 ※単位：店舗数	
フィルタリングあり	15
その他の対策あり	4
対策なし	4

※ 単位：店舗数

(6) 飲酒・喫煙防止対策の状況

遊技場102店舗のうち、未成年による飲酒・喫煙防止対策を講じている店舗は101店舗でした。

対策の例としては、灰皿を各個室に常設せず、またドリンクバーコーナーに酒類を陳列しないなど対面提供に努めているほか、成人と未成年の混合グループには未成年の飲酒・喫煙防止へ向けた誓約書の提出を義務づけている店舗もありました。

対策を講じていなかった店舗に対しては、条例の趣旨等を説明した上で指導を行い、改善を求めています。

3 図書類自動販売機等

(1) 調査実施台数・管轄別台数

無人の簡易建物内に自動販売機等が数台設置されているところが多く、県内では9箇所計21台が設置されていました。

前回調査時（平成28年度）と比較し、9箇所30台の減少となっています。

	設置箇所	設置台数	1箇所当たりの平均台数
平成28年度	18	51	約2.8台
平成30年度	9	21	約2.3台

【管轄別】

管轄等	設置箇所	設置台数
仙台市内	0	0
大河原地方振興事務所	0	0
仙台地方振興事務所	1	1
北部地方振興事務所	2	4
北部地方振興事務所栗原地域事務所	1	2
東部地方振興事務所	1	2
東部地方振興事務所登米地域事務所	4	12
気仙沼地方振興事務所	0	0
合計	9	21

(2) 図書類自動販売機等台数の推移

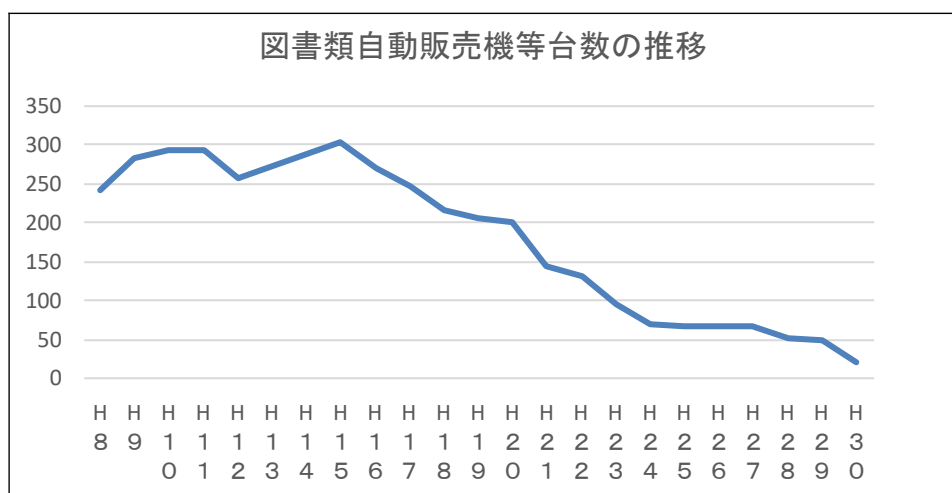
年々減少傾向にあり，ピーク時（平成15年度，303台）から約93.1%減少しています。

減少傾向の背景としては，有害図書類の収納禁止等に係る設置事業者に対する指導や条例の一部改正により規制を強化したこと，また，有害図書類の市場がインターネット空間等に移行していることで販売業績が向上しない等の要因が考えられます。

年別	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
台数	243	283	293	294	257	272	289	303	270	246	217

年別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
台数	205	201	143	131	95	69	67	67	67	51	49

年別	30年
台数	21



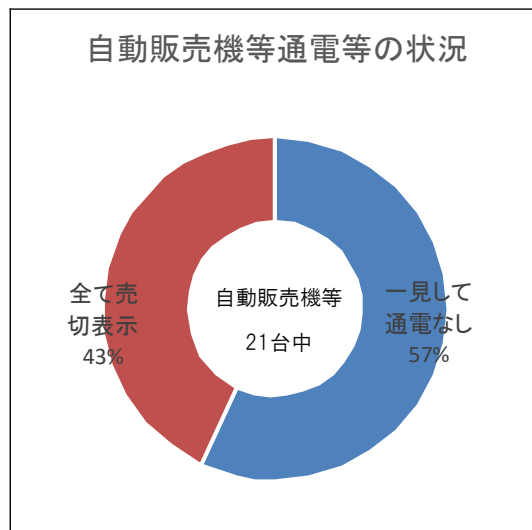
(3) 年齢識別装置の設置状況

調査時，運転免許証などによる年齢識別装置が設置されている自動販売機等は確認できませんでした。

(4) 自動販売機等の通電等状況

全ての自動販売機等は，一見して電源が入っていないか，全て売切表示になっていました。

自動販売機等の多くには，陳列棚の前面に透過性の低い遮蔽板が設置されており，収納されている商品の視認が困難な状態でした。

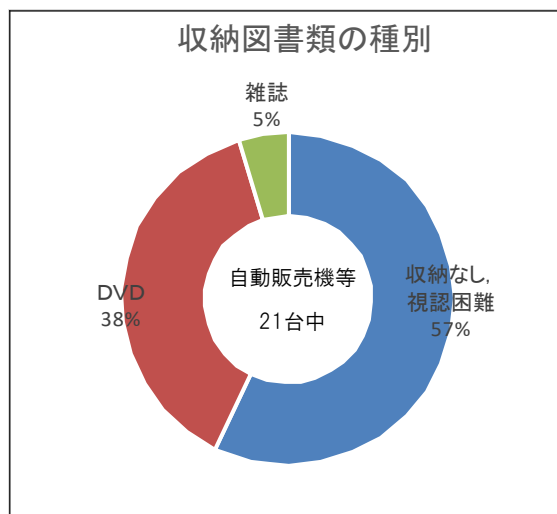


販売機の通電状況 ※単位：台数	
一見して通電なし	12
全て売り切れ表示	9

(5) 収納図書類の種別

全21台中12台の自動販売機等では、図書類の収納がない、又は透過性の低い遮蔽板に遮られ、収納図書類の視認が出来ませんでした。

残りの9台中、8台にはDVDが収納され、1台には雑誌が収納されていました。また、図書類と併せて、性的なグッズを収納しているものが1台ありました。



収納図書類の種別 ※単位：台数	
収納なし、視認困難	12
DVD	8
雑誌	1

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

(携帯電話専売店(携帯電話ショップ))

(1) 調査対象店舗数

いわゆる3大キャリアの携帯電話専売店(携帯電話ショップ)141店舗(調査時)を対象店舗として抽出し、全ての店舗の店舗責任者(不在の場合には副店長又は販売従業員等)にヒアリングを行いました。

【管轄別】

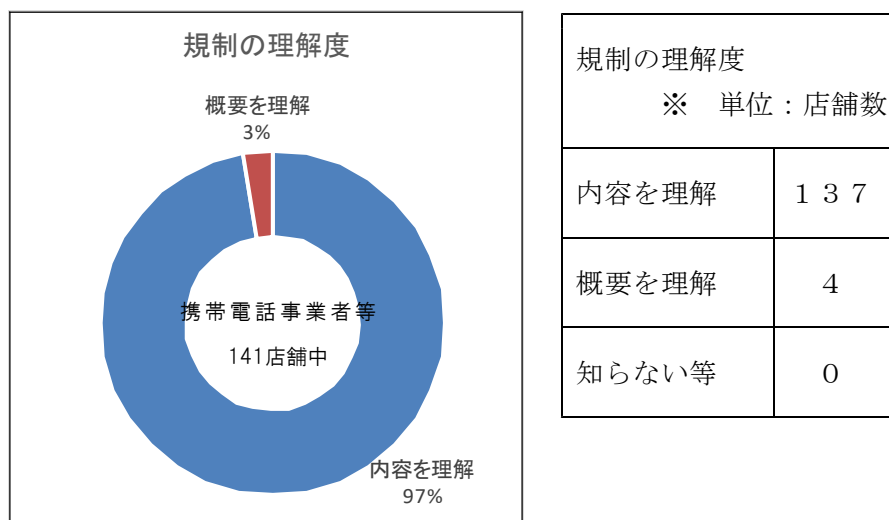
管 轄 等	実施店舗数
仙 台 市 内	6 4
大河原地方振興事務所	1 0
仙台地方振興事務所	2 8
北部地方振興事務所	1 5
北部地方振興事務所栗原地域事務所	3
東 部 地 方 振 興 事 務 所	1 1
東部地方振興事務所登米地域事務所	5
気仙沼地方振興事務所	5
合 計	1 4 1

(2) 規制の理解度

県では、平成30年3月に条例の一部改正を行い、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（携帯電話キャリア及び携帯電話ショップ等）への義務規定を改めたことから、対象店舗に対してその理解度を確認しました。

また、条例の義務規定については、青少年インターネット環境整備法の規定と密接な関わりを持つことから、同法に規定される関係事項も一部含めて、確認を行いました。

調査の結果、全ての店舗が規制の内容又は概要を理解しており、携帯電話キャリア等から教育・研修を受けている旨回答しました。



(3) 規制に沿った対応の状況

ア 青少年利用の確認

携帯電話事業者等は、契約の締結等の際し、携帯電話等の契約者又は使用者が青少年かどうかを確認しなければなりません。全ての店舗でこの義務が履行されていました。

なお、年齢確認に際しては、口頭での確認のみ虚偽申告を看破できないおそれがあるため、県では店舗に対し、自動車運転免許証等の公的証明書の提示を受けて確認するよう指導しています。

イ 保護者に対する説明及び資料の交付

携帯電話事業者等は、契約の締結等に際して保護者等に対し、青少年が不適切にインターネットを利用することで、犯罪を誘発したり、犯罪の被害に遭うおそれがあること、フィルタリングの必要性和フィルタリングサービスやフィルタリングソフトウェアの設定等（有効化措置）を希望しない場合には不要申出書面を提出する必要があること等を説明した上で、その内容を示す資料（電磁的記録を含む）を交付しなければなりません。

調査の結果、これらについて未了事項があれば契約手続きが進まないシステムが導入されているなど、全店舗で条例に沿った対応がなされていました。

ウ フィルタリングサービス不要申出書等の受理・保存

携帯電話事業者（携帯電話キャリア等）は、青少年が契約者又は使用者となる契約に際し、保護者が利用しない旨の申出をした場合を除いては、フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければなりません。

また、保護者が同サービスを利用しない旨の申出をした場合、保護者からフィルタリングサービス不要申出書（電磁的記録を含む）を受理するとともに、同書面等を一定期間保存しなければなりません。

調査の結果、携帯電話ショップが提出を受けた不要申出書面は、電磁的記録に変換され、同記録が携帯電話キャリアに送信されて保存されているなど、全店舗で条例に沿った対応がなされていました。

エ フィルタリング有効化措置不要申出書等の受理・保存

携帯電話事業者等は、スマートフォン等の契約者又は使用者が青少年となる場合、保護者が希望しない旨の申出をした場合を除いては、当該スマートフォン等にフィルタリング有効化措置を講じなければなりません。

また、保護者が希望しない旨の申し出をした場合、保護者からフィルタリング有効化措置不要申出書（電磁的記録を含む）を受理するとともに、同書面等を一定期間保存しなければなりません。

調査の結果、携帯電話ショップが提出を受けた不要申出書面は、電磁的記録に変換され、同記録が携帯電話キャリアに送信されて保存されているなど、全店舗で条例に沿った対応がなされていました。

資 料

- 1 図書類取扱業者に関する義務等について
- 2 遊技場に関する義務等について
- 3 図書類自動販売機等に関する義務等について
- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に関する義務等について
- 5 市町村別調査対象店舗集計表

1 図書類取扱業者に関する義務等について【青少年健全育成条例】

(1) 有害図書類とは

図書類（書籍、雑誌、コミック、DVD等）の内容が、青少年の健全な育成を阻害すると認められるものであり、下記の2種類があります。

有害図書類は、青少年に販売等が禁止されているほか、他の図書類と区分して陳列しなければなりません。

《 個別指定の有害図書類 》

図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認められるものとして、知事が有害図書類として個別に指定するもの。

《 包括指定の有害図書類 》

(1) 書籍又は雑誌

全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。）が、その総ページの5分の1以上を占めるもの。

(2) CD-ROM、ビデオテープ、DVD等の映像等記録媒体

（音声のみが記録されているものを除く。）

ア 全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写の時間が連続して3分を超えるもの。

イ 知事指定団体が内容を審査して「成人向け」としたもの。

【知事指定団体】

(ア) 日本ビデオ倫理協会

(イ) 一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構

(ウ) 一般社団法人日本映像倫理審査機構

(エ) コンテンツ・ソフト協同組合

(オ) 一般社団法人日本コンテンツ審査センター

(2) 有害図書類の指定及び販売等の禁止（条例第18条第1項～第3項）

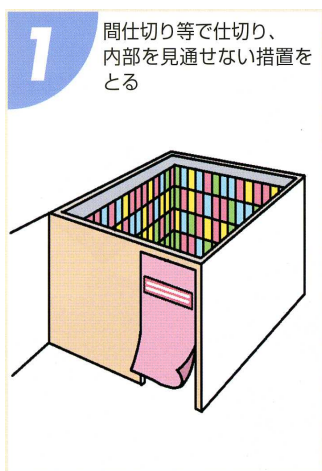
図書類取扱業者は、有害な図書類として個別指定又は包括指定となった図書類を、青少年に販売したり、貸したり、見せたり、聞かせたりしてはいけません。

(3) 有害図書類の陳列方法の規制（条例第18条第4項）

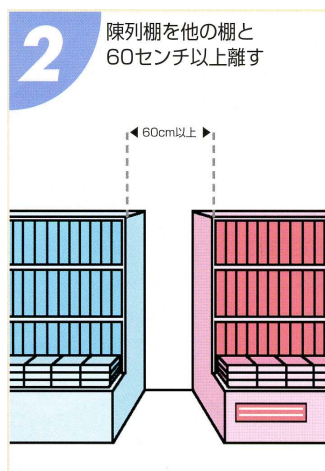
図書類取扱業者は、有害図書類を陳列しようとするときは、規則で定めるところにより、有害図書類を他の図書類の陳列場所と区分し、有害図書類の陳列場所の見やす

い箇所に有害図書類である旨の表示をしなければなりません。

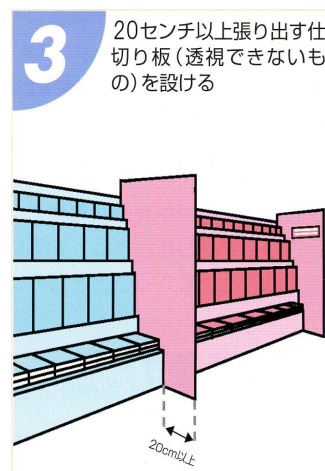
※ 有害図書類の区分陳列方法（条例施行規則第4条）



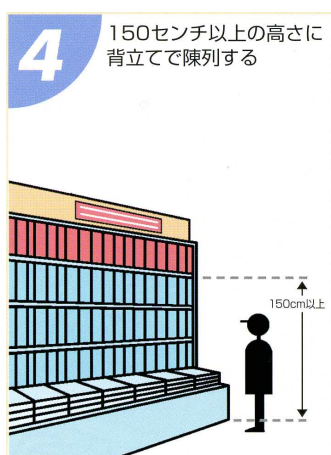
営業場所に、間仕切り等の設置その他の方法により内部を容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に陳列



有害図書類以外の物を陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた陳列棚にまとめて陳列



陳列棚の棚版の前面から20センチメートル以上張り出した仕切版を設け、当該仕切版と当該仕切版の間にまとめて陳列



床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみ見えるようにして、まとめて陳列



1～4までの方法により陳列することが困難な場合には、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列

(4) 有害図書類の指定状況（個別指定）等について

年度	指 定 冊 数
60	562
61	233
62	300
63	307
元	327
2	543
3	342
4	375
5	367
6	329
7	318
8	184
9	174
10	124
11	140
12	174
13	172
14	196
15	193
16	178
17	169
18	168
19	135
20	77
21	125
22	175
23	147
24	184
25	93
26	53
27	90
28	31
29	32
30 (2月末)	29

※ 平成2年ころから、ポルノコミックが出回り、大きな社会問題となったことから、県ではポルノコミック誌を重点的に指定したため、指定冊数が増加しました。

※ 平成8年7月に施行された改正条例により、包括指定の基準が引き上げられ、総ページ数の5分の1以上有害な部分があるものは、知事が個別指定するまでもなく、包括的に有害図書となったため、個別指定が減少しました。

※ 平成18年以降は、価格1,000円未満のDVD付き雑誌が多数販売され、内容も一段と過激になってきています。

また、平成19年11月以降、著しく自殺又は犯罪を誘発し、又は甚だしく残忍性を有すると認められる書籍等を有害指定し、青少年への販売を規制しました。

※ 近年、「レディースコミック」や「ボーイズラブ」と呼ばれるコミック誌が書店等で多く陳列されるようになりましたが、それらの中には著しく性的感情を刺激する描写が掲載されているものが見受けられます。

※ 青少年の有害情報を取り巻く環境が書店等からインターネット空間にシフトしている現状を踏まえ、有害図書類の指定からインターネット安全利用講座等の啓発活動に重点をおいて対策を行っています。

これに伴い、これまで毎月実施していた有害図書類の指定を、平成27年度は2ヶ月ごと指定し、平成28年度は3ヶ月ごと指定することとなったので指定数が減少しています。

2 遊技場に関する義務等について【青少年健全育成条例】

(1) 遊技場とは

次に掲げる営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等に該当する営業以外のものに係る営業所をいいます。

- ア 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱させる営業（カラオケボックス）
- イ 硬貨又はメダルを投入することによって作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業（ゲーム機設置店）
- ウ 設備を設けて、客にボウリング、玉突き又はダーツを行わせる営業（ボウリング場、ビリヤード場、ダーツ場）
- エ 端末設備を設置して、客にその利用をさせる営業（インターネットカフェ）
- オ 設備を設けて、客に図書類を貸与し、閲覧させ、又は観覧させる営業（マンガ喫茶）

(2) 深夜入場の禁止について（条例第30条第1項）

遊技場を営む者は、保護者が同伴する場合を除き、午後11時から翌日の午前4時までの間、その営業に係る遊技場に、青少年を入場させてはなりません。

また、条例第36条では、保護者に対して、青少年を特別な事情がある場合のほか、午後11時から午前4時までの間青少年を外出させないように務めなければならない旨規定されています。

(3) 深夜入場の禁止表示について（条例第30条第2項）

遊技場を営む者は、前項に規定する時間中にこれらの営業を営む場合には、入場しようとする者の見やすい箇所に、同項に規定する時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければなりません。

3 図書類自動販売機等に関する義務等について【青少年健全育成条例】

(1) 図書類自動販売機等の設置等の届出（条例第22条）

図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、図書類自動販売機等を設置しようとするときは、その日の15日前までに知事へ届け出なければなりません。

(2) 図書類自動販売機等の届出済証のはり付け（条例第23条）

図書類自動販売機等の設置届出をした者は、届出にかかる自動販売機等の表面の見やすいところに、知事が交付する届出済証をはり付けなければなりません。

(3) 図書類自動販売機等による販売の制限（条例第25条第1項、第2項）

図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、有害図書類を図書類自動販売機等に収納してはなりません。

図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、図書類自動販売機等に収納した図書類が有害図書類の指定を受けたときは、直ちに当該図書類を図書類自動販売機等から撤去しなければなりません。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に関する義務等について 【青少年インターネット環境整備法及び青少年健全育成条例】

(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等とは

携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯電話事業者」という。）とは、青少年インターネット環境整備法第2条8項に規定されている携帯電話キャリア等の事業者をいいます。

また、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（以下「携帯電話事業者等」という。）とは、携帯電話事業者及び青少年インターネット環境整備法第13条1項に規定される、携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（いわゆる携帯電話ショップ等）をいいます。

(2) 青少年確認義務（青少年インターネット環境整備法第13条第1項、第2項）

携帯電話事業者等は、当該契約を締結するに際し、携帯電話端末等の契約者又は使用者が青少年であるかどうかを確認しなければなりません。

(3) 保護者に対する説明等（条例第16条の2、条例規則第1条の2）

携帯電話事業者等は、次の事項を説明するとともに、その内容を記載した書面又は電磁的記録を交付しなければなりません。

ア 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性があること

イ 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法（無線LAN等）によりインターネットに接続することにより、青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずること

ウ 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること

エ 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

オ 携帯電話事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの内容

カ 保護者がフィルタリングサービスの提供不要の申出をするときは、携帯電話事業者に対し、条例第16条の3第1項に規定する書面（フィルタリングサー

ビス不要申出書)又は電磁的記録を提出しなければならないこと
キ 保護者がフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出をするときは、携帯電話事業者等に対し、条例第16条の3第3項に規定する書面(フィルタリング有効化措置不要申出書)又は電磁的記録を提出しなければならないこと

(3) フィルタリングサービス不要申出書の受理・保存

(条例第16条の2, 条例規則第1条の3第1項, 第2項)

携帯電話事業者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書に基づき、条例規則第1条の3に規定されたフィルタリングを不要とする理由を記した申出書面を保護者から受けた場合は、その書面の原本又は写し、電磁的記録媒体等により、当該契約が終了する日又は使用する青少年が18歳に達する日まで、保存しなければならない。

＜条例規則に規定されたフィルタリング不要の理由＞

保護者の義務として、下記事由に該当しない場合には、青少年利用にかかる携帯電話インターネット接続役務契約の締結等の際に、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しなければなりません。

- ① 利用青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること
- ② 利用青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること
- ③ 保護者が、青少年の携帯電話インターネット利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること

(4) フィルタリング有効化措置不要申出書の受理・保存

(条例第16条の4, 条例規則第1条の3第2項)

携帯電話事業者等は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に基づき、フィルタリング有効化措置を不要とする正当な理由を記した申出書面を保護者から受けた場合は、その書面の原本又は写し、電磁的記録媒体等により、当該契約が終了する日又は使用する少年が18歳に達する日まで、保存しなければならない。